

官報

号外 昭和三十一年十一月三十日

○第二十五回 衆議院會議録第九号

昭和三十一年十一月三十日(金曜日)

昭和三十一年十一月三十日
午後一時 本会議

●本日の會議に付した案件

中小企業金融年末対策に関する決議案(神田博君外三十九名提出)

千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件(參議院送付)

医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案(藤本捨助君外三十三名提出)

午後六時二十二分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

中小企業金融年末対策に関する決議案(神田博君外三十九名提出)

(委員會審査省略要求案件)

○長谷川四郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、神田博君外三十九名提出、中小企業金融年末対策に関する決議案は、提出者の要求の通り委員會の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

中小企業金融年末対策に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨を許します。小笠公昭君。

中小企業金融年末対策に関する決議案

中小企業金融年末対策に関する決議案

近來、わが國經濟は全般的には好調を示しつつあるにかかわらず、中小企業は依然として困難な実情にある。

年末を目前に控え、中小企業特に零細企業の金融を緩和することは喫緊の要務である。

よつて、政府はすみやかに左記により、中小企業に関する当面の金融対策を実施するとともに、あわせて恒久対策を確立すべきである。

記

一 政府は、市中金融機関に対し、年末に際して特に中小企業への融資を積極化するよう強力に指導すること。

二 国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、相互銀行、信用金庫、信用組合及び地方銀行

に対し、その資金源を増強するため、資金運用部資金の貸付の増強若しくは政府資金の大幅預託を図ること。

生命保険、損害保険会社の中小企業への資金供給のみちを講ずること。

三 特に年末に際し、零細企業金融の緊急性にかんがみ、国民金融公庫の貸付に際しては、小口金融に格段の考慮を払うこと。

四 前各項のほか、中小企業年末金融円滑化のため政府機関支払の敏速化、下請代金支払の促進その他適当な施策を早急に講ずること。

右決議する。

〔小笠公昭君登壇〕

○小笠公昭君 ただいま議題となりました、自由民主党及び日本社会党共同提案による中小企業金融年末対策に関する決議案につき、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

まず、案文を朗読いたします。

中小企業金融年末対策に関する決議案

近來、わが國經濟は全般的には好調を示しつつあるにかかわらず、中小企業は依然として困難な実情にある。

年末を目前に控え、中小企業特に零細企業の金融を緩和することは喫緊の要務である。

よつて、政府はすみやかに左記により、中小企業に関する当面の金融対策を実施するとともに、あわせて恒久対策を確立すべきである。

記

一 政府は、市中金融機関に対し、年末に際して特に中小企業への融資を積極化するよう強力に指導すること。

二 国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、相互銀行、信用金庫、信用組合及び地方銀行に対し、その資金源を増強するため、資金運用部資金の貸付の増強若しくは政府資金の大幅預託を図ること。

生命保険、損害保険会社の中小企業への資金供給のみちを講ずること。

三 特に年末に際し、零細企業金融の緊急性にかんがみ、国民金融公庫の貸付に際しては、小口金融に格段の考慮を払うこと。

四 前各項のほか、中小企業年末金融円滑化のため政府機関支払の敏捷化、下請代金支払の促進その他適当な施策を早急に講ずること。

右決議する。

以上が案文でございます。
ここにあらためて私が申し上げるまでもなく、わが国産業経済の全機構の中に占める、中小企業、特に零細規模経営による企業の比重はまことに圧倒的でありまして、生産企業におきましては、企業数の九九％、生産額の五六％の高率を占め、販売流通部門におきましては、総売上高の九五％強を占める実情でございます。

思うに、最近におきます鉄鋼、石炭、石油その他の基礎産業の景況は、全般的には健全な繁栄が続けられており、連続二年にわたる豊作と輸出貿易の異常な伸張等と相まって、わが国産業経済は順調な推移をたどっております。しかしながら、われわれは、この景気の股賑の陰に残された中小商工業者、特に零細企業が全国におびただしく存在することを、夢寐にも忘れてはならないのであります。前言いたしました通り、わが国産業に占める中小企業者数と、その生産量、販売高の圧倒的な高率に思いをいたしますな

らば、この難渋はいかなる困難があるとしても解決しなければならぬのが私たちの任務であると確信いたします。

(拍手)

従来、中小企業の組織化の問題、税制及び金融等の対策のほか、さらに具体的には、百貨店法の制定、政府機関、地方自治体及び公社等のいわゆる官公需の中小企業向け発注の勧奨、下請代金支払の促進、中小企業設備の近代化とその助成、大企業との関係の調整、中小企業の担保力補強施策の拡充強化等、もろもろの施策を強力に推進して参つたのであります。金融面については今なお所要の資金量の達成にはほど遠い感じがいたす次第であります。ことに、年末を控え、中小企業向け融資の逼迫の度は、一般金融の緩和にもかかわらず、依然として好転の徴が見えておらないのが実情でございます。政府機関として運営せられてい

以上の観点に立ちまして、国民金融公庫、中小企業金融公庫の両政府機関を軸とする中小企業専門の金融諸機関の資金源の増強及び商工組合中央金庫の代理業務の拡大による機能の強化等をはかり、広く中小企業全般を潤し、あわせて金利引き下げの一助といたす必要があると存じます。さらに、零細企業に対する小口金融の梗塞を打開し、借り入れ手続の徹底的な簡素化をはかり、従来の対物信用偏重の弊をため、極力対人信用に重点を置くよう指導誘掖するの要があるのであります。そのほか、生命保険、損害保険会社の資金の中小企業への導入をはかることも、下請代金支払いの促進を強力に推し進め、諸般の施策と相まって、中小企業、特に零細企業の年末金融の障害を排除したいと存じます。

(拍手)

本案の趣旨を了とせられ、何とぞ御賛同あらんことをお願いいたします。

(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 討論の通告があります。これを許します。松平忠久君。

〔松平忠久君登壇〕

○松平忠久君 ただいま議題となりました中小企業金融年末対策に関する決

議案に関して、私は、日本社会党を代表して、賛成の討論を行わんとするものであります。(拍手)

わが国の経済の発展は中小企業者と農民の犠牲の上に行われてきたのでありまして、わが党は、この資本主義経済発展の歴史的事実にかんがみまして、中小商工業者の味方として、その保護、発展に留意し、あるいは協同組織の強化、資金面の打開、租税の減免、あるいは有効需要の拡大、輸出の振興もしくは下請代金の支払いの促進等の実施に関しまして、各般の施策を促進し、不断の努力を払って参つたのであります。ことに、一、二年來、大企業の復興拡大、貿易の伸展を見るに至りましたが、その反面、中小企業が全く置き去りにされてきましたので、その現況にかんがみまして、わが党は、中小企業対策特別委員会を設けて、過般來、慎重審議、幾多の検討を加えて、新たに國期的な中小企業対策を党議をもつて決定、これを公表いたしました。本決議案に示された趣旨はわが党の政策の一部を取り入れておりますので、その意味において、本提案に対して賛成の意を表するとともに、その実施に関しましては、政府に対し、特に次の三点について、まずその注意を喚起したいと存じます。

第一点は、本年当初の五カ年計画に示されたわが国主要経済の成長率が全く当初の予想に反して、各種鉄工業の生産指数のごとき、軒並みに二倍ないし四倍に伸びており、投資も予想外の活況で、政府の作つたところの五カ年計画なるものさしは全く無用の長物となったこととあります。従つて、資金計画のごときも、当初の計画は全く通用しないものとなつておることをまず認識して、大幅にこれを改めなければならぬということとあります。

第二点としては、この一カ年の経済の発展に著しい凹凸があり、鉄鋼、電力、海陸輸送力に著しい不足を生じて、これが中小企業を著しく圧迫しておるはかに、エジプトにおける軍事行動の結果といたしまして、貿易、海運にそこを來たし、これまたその影響が中小企業に波及してきておるといふ事実であります。

第三は、最近中小企業にも系列化が行われて、中小企業自体の中での優劣が現われ、不渡り手形の発生状況にもこれを見るのでありまして、本年十月のごとき、一カ月に突に十五万八千枚に及んで、戦後最高のレコードを示しており、その額面がますます少額となつておるといふ事実であつて、金融

についても、いわゆる社会政策的考慮を加える必要が漸次増大しつつあるということを指摘しなければなりません。

政府は、以上の現況を十分認識して、この際特に次の諸点について格段の努力を払うべきであります。

第一は、政府関係の中小企業金融機関の資金量の画期的な増強であります。政府は、第三・四半期において、中小企業金融公庫に百十七億円、国民金融公庫に百八十五億円、商工中金に五百三十五億円、計約八百三十七億円を予定しておるようであります。しかし、この数字は、商工中金を除きますと、昨年度より約二十億の増加となっておりますけれども、前述のごとき主要経済指標の予想外の成長、また、一方に起つておるところのオーバー・ローンの傾向からいたしまして、昨年度より二十億円程度の増強ではとうてい間に合わないことは、わかり切っておる事実であります。現に、国民金融公庫に殺到するおびただしい借り入れ申込者の総額はほとんど一千億円に近い数字を示しております、その資金量は、その反面、約五百億程度であり、また、中小企業金融公庫におきましても、約四百億円程度の資金の不足

を来たしておる実情であります。従つて、政府は、この際両公庫に対して資金運用部資金の貸付を行い、所要に応じて第四・四半期の繰り上げ貸付を認め、さらに、根本対策をいたしましては、大幅に出資の増額を行い、必要があれば金融債の発行によつて民間資金導入の道を開く等、所要の法律改正を考慮すべきであり、また、収益金の国庫納付制度を廃止して事業資金に使用できるように改正することも、あわせて考慮すべきであると存じます。なお、金融公庫が本年度に返済すべき借入金に三十億二千四百六十万円、利息十七億一千四百万円、中小企業金融公庫の借入金として返済すべき分は十四億五千四百万円、利子十二億七千八百万円でありまして、本年度増資を中止したために資金が不足しておりますので、これを埋めるためにも、その返済を延期して、その資金を年末貸し出しと年度末貸し出しに振り向けるよう措置することが当然であることをつけ加えたいと存じます。

なお、この際両公庫について一言したいことは、貸付条件の緩和と事務処理の敏捷であり、普通銀行以上に厳重な査定を行い、莫大な担保を要求する等の非難は、世上ごうごうといった

しております。また、職員能力及び命令系統の不徹底についても非難のあとが絶えません。真に国民のサービス金融機関として徹するよう深甚の注意を喚起し、あわせて、政府の積極的かつ十分なる指導を要するものであります。

第二は、政府資金の預託の復活についてであります。政府は、従来、中小企業専門の金融機関に毎年度相当額の政府資金の預託を行なつておりましたけれども、昭和二十九年以降これを中止したことは、きわめて遺憾であります。大企業に対しては金融面、税制面で幾多の恩典を与え、そのリベートをねらつておるものもあることは御承知の通りであります。が、中小企業については、わずかのかりの預託の制度もこれを中止しておることは、あまりに不公平であるといわなければなりません。政府は、これが復活については、相互銀行の不正貸し出しの例を理由といたしまして難色を示しておるようであり、また、過般起つたところの不正融資のごときは、その理由を探索しますのに、政府預託の中止による資金の不足を補うためのひもつき預金の受け入れに走つたとも見られます。従つて、この際政府預託を復活して、商工中金その他の銀

行に対して少くとも三百億程度の預託を行うよう、特に要望するものであります。

第三は、零細企業者に対する小口融資であります。現在金融ベースに乗らない零細企業者が激増しておりますが、これこそ、まさに政治の貧困と申さねばなりません。今日、小口資金の貸付制度は、国民金融公庫のほか、ほとんど見るべきものがない。わずか三万、五万の資金があれば一家をささえていけるような人々の更生の道が開き

されておらず、不幸な立場に追い込まれたために社会不安を増大しております。まさに政府の責任であります。そこで、年末対策をいたしましては、国民金融公庫の更生資金のワクを増大して、これら零細業者の貸付を強化し、恒久対策としては、たとえば、日掛制度を採用して、一日ごく少額の日掛返済の能力があれば手軽に貸し出しのできるような、いわゆる社会政策面を織り込んだところの制度を設置する必要があります。応急の措置として、現制度を活用して、当初少くとも二十億円程度のワクを設定して、この貸付は、政府保証のもとに国民金融公庫の支所とか代理所等を通じて行わしめる等の方法を採用して、年末金融に間に合わ

せるよう、ぜひとも政府のあたたい配慮が必要であります。すでに引退を決議されておる鳩山総理も、せめてこの程度の措置を実現せしめて、今まで唱えていた友愛精神が単なるお題目でなかつたことを示していただきたいと思ふのであります。

以上のほか、生命保険、損害保険の余裕金の一部をとりあえず中小企業に貸付方の要望はすでに今春以来行われたのであります。政府は年末融資に間に合わせるよう積極的な努力を傾けなければならぬにもかかわらず、今なお実現していないことは、一体いかなる理由でありますか。その誠意と能力を疑われても仕方がないと思ふのであります。政府の深甚なる考慮を要求するものであります。

最後に、過般、商工委員会におきましては、与野党一致をもちまして、商工組合中央金庫の資金の充実と金利の引き下げについて要望をいたしました。商工中金の第三・四半期分五百三十五億円は、昨年同期よりも約五十八億増になっております。しかし、前述の理由によつて、年末資金としては著しく不足をいたしております。同金庫をして中小企業等の協同組合育成の使命を十分達成せしめるためには、前述のご

昭和三十一年十一月三十日 衆議院會議第九号 千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件

とく、これに余裕金を預託しまして、金利の引き下げの根本的対策としては、相当大幅の政府出資の増額、商工債券の資金運用部資金の引き受け分の利率の引き下げもしくは一般会計からの利子補給等を真剣に考慮する必要がある。なお、組合金融強化のために、信用協同組合をして広く商工中金の代理業務を行わしめて、中小企業者への浸透をはかり、もって商工中金本来の使命を十分達成せしめるより、積極的配慮が必要であります。(拍手)歴代政府の大企業偏重政策が災いしまして、常に中小企業は重税と金詰まりに苦しめられ、ことに、最近、貧富の懸隔が著しく、休業、倒産、みじめな生活にあえいでいる者が枚挙にいとまなく、階級分化を助長し、重大な社会問題となっております。すべての原因は政治の貧困にあります。

私は、政府が十分の責任を痛感して、この際、わが国経済の中核体であるところの中小企業振興のために本決議案を誠実かつ急速に実施に移して、あわせて、すみやかに根本対策を樹立する要あることを警告して、本決議案に対する討論を終るものであります。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

この際通商産業大臣及び大蔵大臣から発言を求められております。順次これを許します。通商産業大臣石橋湛山君。

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) ただいま議決されました問題については、政府においても、かねて苦慮いたし、施策いたしておるところであります。たとえば、本年の年末金融につきましても、それぞれの金融機関に相当量の資金の増額をいたしました。たとえば、中小企業金融公庫においては、当初百億円の見積りでありましたのを百二十五億に増し、また、国民金融公庫におきましても、第三・四半期の貸し出しは百七十九億を百九十五億に増し、そのほか、それぞれ処置をいたしておりますので、もしもなおそれで不足ならば、第四・四半期の分を繰り上げて融資することもできると考えております。

なお、恒久対策については、むろん、一そう十分に考えまして、資金量の増加その他をはかりたいと考えております。御指示に沿うて十分施策するつもりであります。(拍手)

〔國務大臣一萬田尚登君登壇〕

○國務大臣(一萬田尚登君) 中小企業金融の年末対策につきましては、ただいまの御決議の趣旨を体しまして善処いたしたいと存じます。(拍手)

千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件

(參議院送付)

○長谷川四郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件を議題とし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。

千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件を議題と

いたします。委員長長の報告を求めます。外務委員長前尾繁三郎君。

千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年十一月二十八日

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件

この協定の署名政府は、千九百四十九年三月二十三日にワシントンで署名のため開放された國際小麦協定が、小麦の重圧的な過剰及び破局的な不足が生産者及び消費者に与える深刻な困難を克服するため締結されたことを考慮し、また、千九百四十九年の協定が千九百五

十三年四月十三日にワシントンで修正更新されたことを考慮し、また、國際小麦協定に若干の変更を加えてある期間これを再び更新することが望ましいことを考慮し、また、この目的のため、國際小麦協定を修正更新するこの協定を締結することに決定し、

次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 目的

この協定は、公正なかつ安定した価格で、輸入国に小麦の供給を、輸出に小麦の市場を確保することを目的とする。

第二条 定義

1 この協定の適用上、

「相当価格諮問委員会」とは、第十五条の規定に基いて設立される委員会をいう。

「ブッシュェル」とは、常衡六十ポンド又は二七・二二五五、キログラムをいう。

「保管費」とは、小麦の保管について、貯蔵、利子及び保険のために要する費用をいう。

「c.o.b.」とは、運賃込値段をい

う。

千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件

この協定の署名政府は、千九百四十九年三月二十三日にワシントンで署名のため開放された國際小麦協定が、小麦の重圧的な過剰及び破局的な不足が生産者及び消費者に与える深刻な困難を克服するため締結されたことを考慮し、また、千九百四十九年の協定が千九百五

十三年四月十三日にワシントンで修正更新されたことを考慮し、また、國際小麦協定に若干の変更を加えてある期間これを再び更新することが望ましいことを考慮し、また、この目的のため、國際小麦協定を修正更新するこの協定を締結することに決定し、

次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 目的

この協定は、公正なかつ安定した価格で、輸入国に小麦の供給を、輸出に小麦の市場を確保することを目的とする。

第二条 定義

1 この協定の適用上、

「相当価格諮問委員会」とは、第十五条の規定に基いて設立される委員会をいう。

「ブッシュェル」とは、常衡六十ポンド又は二七・二二五五、キログラムをいう。

「保管費」とは、小麦の保管について、貯蔵、利子及び保険のために要する費用をいう。

「c.o.b.」とは、運賃込値段をい

う。

「理事会」とは、第十三条の規定に基いて設立される国際小麦理事會をいう。

「收穫年度」とは、八月一日から七月三十一日までの期間をいう。

ただし、第七条においては、アルゼンティン及びオーストラリアについては十二月一日から十一月三十日までの期間をいい、アメリカ合衆国については七月一日から六月三十日までの期間をいう。

「執行委員会」とは、第十四条の規定に基いて設立される委員会をいう。

「輸出」とは、文脈により、(i) 第三条附表Bに掲げる国の政府で、この協定を受諾し、若しくはこれに加入しており、かつ、これから脱退してないもの又は(ii)その政府の属する国自体並びにこの協定に基づくその政府の権利及び義務が適用される領域をいう。

「f.o.b.」とは、標準品質をいう。

「f.o.b.」とは、本船渡値段をいう。

(i) ライン河岸の港で引き渡されるフランス小麦について

ては、河川航行船舶渡値段をいい、

(ii) スウェーデン小麦については、海上航行船舶渡値段をいう。

「保証数量」とは、輸入国については一收穫年度における買入保証数量をいい、輸出国については一收穫年度における売渡保証数量をいう。

「輸入国」とは、文脈により、(i)

第三条附表Aに掲げる国の政府で、この協定を受諾し、若しくはこれに加入しており、かつ、これから脱退してないもの又は(ii)その政府の属する国自体並びにこの協定に基づくその政府の権利及び義務が適用される領域をいう。

「販売費」とは、販売、よう船及び輸送に要するすべての通常の費用をいう。

「メートル・トン」又は「一、〇〇〇キログラム」とは、三六・七四三七一ブッシェルをいう。

「古麦」とは、関係輸出国の收穫年度の開始前二箇月より前に收穫した小麦をいう。

輸出又は輸入に關して「領域」とは、この協定に基づく当該国

政府の権利及び義務が第二十三条の規定に基いて適用されるすべての領域をいう。

「取引」とは、文脈により、輸出から輸出された小麦若しくは輸出される小麦を輸入国に輸入するための売渡又はこのようにして売渡された小麦の数量をいう。この協定において輸出国と輸入国との間の取引というときは、輸出国政府と輸入国政府との間の取引のみでなく、民間貿易業者間の取引及び民間貿易業者と輸出国又は輸入国の政府との間の取引もさすものとす。この定義において「政府」とは、この協定を受諾し、又はこれに加入する政府の権利及び義務が第二十三条の規定に基いて適用される領域の政府をいうものとする。

「未履行の保証数量」とは、輸出国の場合には、一收穫年度において当該国について第四条の規定に従つて理事会の記録に記入された数量とその收穫年度における同国の売渡保証数量との差をいい、輸入国の場合には、一收穫年度において当該国について第四条の規定

に従つて理事会の記録に記入された数量とその收穫年度における同国の買入保証数量中第三条9の規定に従うことを条件として当該時期において買入れることができる数量との差をいう。

「小麦」とは、小麦粒及び、第六条の場合を除くほか、小麦粉をいう。

2 (a) 小麦粉の買入保証数量又は売渡保証数量の小麦相当量への換算に關するすべての計算は、買手と売手との間の契約に明示する換算率に基いて行ふものとす。

(b) 換算率が明示されていないときは、計算上、小麦粉と小麦粒との重量換算率は、七十二対百とする。ただし、理事会が別段の決定をした場合は、この限りでない。

第二部 権利及び義務

第三条 買入保証数量及び売渡保証数量

1 附表Aに掲げる小麦の輸入国別数量は、第三部の規定に従つて行われる増加又は削減を条件として、この協定が適用される各收穫

年度における当該国の買入保証数量を表わす。

2 附表Bに掲げる小麦の輸出国別数量は、第三部の規定に従つて行われる増加又は削減を条件として、この協定が適用される各收穫年度における当該国の売渡保証数量を表わす。

3 輸入国の買入保証数量は、第四条の規定に従つて理事会の記録に記入された取引量をその買入保証数量から差し引くことを条件として、次のものを表わす。

(a) 第五条に定めるところにより、理事会が、当該輸入国に対し、第六条に明示され、若しくは同条の規定に基いて決定された最低価格に合致する価格で輸出から買入れるよう要求することができる小麦の最大数量又は

(b) 第五条に定めるところにより、理事会が、輸出国に対し、第六条に明示され、若しくは同条の規定に基いて決定された最高価格に合致する価格で当該輸入国に売り渡すよう要求することができる小麦の最大数量

昭和三十一年十一月三十日 衆議院會議録第九号 千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件

4 輸出国の売渡保証数量は、第四
条の規定に従つて理事会の記録に
記入された取引量をその売渡保証
数量から差し引くことを条件とし
て、次のものを表わす。

(a) 第五条に定めるところによ
り、理事会が、当該輸出国に対
し、第六条に明示され、若しく
は同条の規定に基いて決定され
た最高価格に合致する価格で輸
入国に売り渡すよう要求するこ
とができる小麦の最大数量又は
(b) 第五条に定めるところによ
り、理事会が、輸入国に対し、
第六条に明示され、若しくは同
条の規定に基いて決定された最
低価格に合致する価格で当該輸
出国から買い入れるよう要求す
ることができる小麦の最大数量

5 輸入国が、第六条に明示され、
若しくは同条の規定に基いて決定
された最高価格に合致する価格で
自国の未履行の保証数量を買い入
れる権利を行使することが困難で
あると認めるとき、又は輸出国が、
第六条に明示され、若しくは同条
の規定に基いて決定された最低価
格に合致する価格で自国の未履行

の保証数量を売り渡す権利を行使
することが困難であると認めると
きは、その国は、第五条の手續に
よることができ。

6 輸出国は、この協定において
は、第五条に定めるところにより
要求されない限り、第六条に明示
され、又は同条の規定に基いて決
定された最高価格に合致する価格
で小麦を売り渡す義務を負わな
い。輸入国は、この協定におい
ては、第五条に定めるところによ
り要求されない限り、第六条に明
示され、又は同条の規定に基いて
決定された最低価格に合致する価
格で小麦を買い入れる義務を負わ
ない。

7 各保証数量のうち輸出国が供給
して輸入国が受け取る小麦粉の数

量は、第五条の規定に従うことを
条件として、各取引における買手
と売手との間の合意により決定す
るものとする。

8 輸出国及び輸入国は、民間貿易
その他の方法によつて自国の保証
数量を自由に履行することができ
る。この協定のいかなる規定も、
民間貿易業者に対し、その者が別
に從うべき法令の適用を免除する
ものと解釈してはならない。

9 理事会は、その裁量により、一
收穫年度の二月二十八日前に当該
收穫年度における当該国の保証数
量の九十パーセントをこえる数量
の、輸入国にあつては買入を、輸
出国にあつては売渡を、この協定
に基いて行わないよう要求するこ
とができる。

第三條附表A 各收穫年度の買入保証数量

単位 トン	メートル・ ブッシュル換算量
オーストリア	100,000
ベルギー	100,000
ボリヴィア	110,000
ブラジル	100,000
セイロン	100,000
コロンビア	100,000
コスタ・リカ	100,000
キューバ	100,000
デンマーク	100,000

ドミニカ共和国	200,000	110,121
エクアドル	200,000	110,121
エジプト	200,000	110,121
エル・サルヴァドル	200,000	110,121
ドイッ連邦共和国	200,000	110,121
ギリシャ	200,000	110,121
グアテマラ	200,000	110,121
ハイチ	200,000	110,121
ホンデラス共和国	200,000	110,121
インド	200,000	110,121
インドネシア	200,000	110,121
アイルランド	200,000	110,121
イスラエル	200,000	110,121
イタリア	200,000	110,121
日本国	200,000	110,121
ヨルダン	200,000	110,121
大韓民国	200,000	110,121
レバノン	200,000	110,121
リベリア	200,000	110,121
メキシコ	200,000	110,121
オランダ	200,000	110,121
ニュージーランド	200,000	110,121
ニカラグア	200,000	110,121
ノールウェー	200,000	110,121
パナマ	200,000	110,121
ペルー	200,000	110,121
フィリピン	200,000	110,121
ポルトガル	200,000	110,121
サウディ・アラビア	200,000	110,121
スペイン	200,000	110,121
スイス	200,000	110,121
南アフリカ連邦	200,000	110,121
ヴァチカン市国	200,000	110,121
ヴェネズエラ	200,000	110,121
ユーゴスラヴィア	200,000	110,121

第三系附表B 各取獲年度の売渡保証数量

単位	メートル・トン	ブッシュ・換算量
アルゼンティン	四〇〇〇〇〇	一四六七四八四
オーストラリア	八三三三	三〇三三七六〇
カナダ	二二〇〇九五	一〇一八六六〇三
フランス	四〇〇〇〇〇	一六五三三六九
スウェーデン	一五〇〇〇〇	六四三〇一四九
アメリカ合衆国	三三三三三四	一三三〇九八五二
	八二四四〇〇	三〇二九二五四五

第四条 保証数量に対比する取引の記録

1 理事会は、第三系附表A及び同条附表Bに掲げる保証数量の一部となる小麦の取引又は取引の部分を取獲年度別に記録にとどめるものとする。

2 輸出国と輸入国との間の小麦粒の取引又は取引の部分は、一取獲年度のそれらの国の保証数量に対比して理事会の記録に記入するものとする。

(a) もつとも、その記入は、(i)当該取引又は当該取引の部分の価格が、第六条に明示され、又は同条の規定に基いて決定された最高価格以下であり、かつ、最低価格以上であること並びに(ii)輸出国及び輸入国が、当該取引又は当該取引の部分の自国の

保証数量に対比して記入してはならない旨の合意をしていないことを条件とし、また、

(b) その記入は、(i)関係輸出国及び関係輸入国が当該取獲年度について有する未履行の保証数量並びに(ii)当該取引に明示された積込期間中当該取獲年度内にある期間を限度とする。

3 小麦の買入及び売渡のための取引又は取引の部分は、関係輸出国及び関係輸入国の一方又は双方がこの協定の受諾書を寄託する前にその取引が行われている場合にも、この条に定める条件に従つて、それらの国の保証数量に対比して理事会の記録に記入することができる。

4 小麦粉の売渡及び買入に関する商業上の契約若しくは政府間の取

極が、その小麦粉の価格が第六条に明示され、若しくは同条の規定に基いて決定された価格に合致する旨の記載を含むとき、又は関係輸出国及び関係輸入国が、その小麦粉の価格が第六条に明示され、若しくは同条の規定に基いて決定された価格に合致する旨の意見に一致したことを理事会に通報したときは、その小麦粉の小麦粒相当量は、2(a)(ii)及び(b)に定める条件に従うことを条件として、それらの国の保証数量に対比して理事会の記録に記入するものとする。商業上の契約又は政府間の取極が前記の性質の記載を含まず、かつ、関係輸出国及び関係輸入国が、その小麦粉の価格が第六条に明示され、又は同条の規定に基いて決定された価格に合致する旨の意見に一致しない場合には、それらの国がその小麦粉の小麦粒相当量を自国の保証数量に対比して理事会の記録に記入してはならない旨の合意をしていない限り、それらの国の一方は、理事会に問題の決定を要請することができる。理事会が、その要請を考慮した上、その小麦粉の価格が第六条に明示さ

れ、又は同条の規定に基いて決定された価格に合致するものであると決定した場合には、その小麦粉の小麦粒相当量は、2(b)に定める条件に従うことを条件として、関係輸出国及び関係輸入国の保証数量に対比して記入するものとする。理事会が、前記の要請を考慮した上、その小麦粉の価格が第六条に明示され、又は同条の規定に基いて決定された価格に合致するものでないとして決定した場合には、その小麦粉の小麦粒相当量については、前記のような記入をしないものとする。

5 (a) 取引に明示された積込期間が一箇月以内の理事会が決定する適当な期間内にあり、かつ、(b)関係輸出国及び関係輸入国が合意をするときは、理事会は、2(b)(ii)を除く。又は4に定める条件に従うことを条件として、当該取引を当該取獲年度の保証数量に対比して記入することを認めることができる。

6 フォート・ウィリアム又はポート・アーサーとカナダ大西洋岸の港との間の航行閉鎖期間中の取引

又は取引の部分は、第六条4の規定にかかわらず、次のものについては、関係輸出国及び関係輸入国の保証数量に対比して理事会の記録に記入することができる。

(a) フォート・ウィリアム又はポート・アーサーからカナダ大西洋岸の港まで鉄道のみによつて輸送されるカナダ小麦

(b) 買手及び売手に不可抗力の事情が生じた場合を除くほか、アメリカ合衆国大西洋岸の港まで湖及び鉄道によつて輸送されるアメリカ合衆国小麦及びこのように輸送されることができないためにアメリカ合衆国大西洋岸の港まで鉄道のみによつて輸送されるもの

もつとも、この場合に生ずる超過分の輸送費の支払について買手と売手との間で合意されていることを条件とする。

7 理事会は、保証数量の一部となる取引の報告及び記録のための手続規則を次の規定に従つて定めるものとする。

(a) 輸出国と輸入国との間の取引又は取引の部分で、2、3又は4の規定に基いてそれらの国の

保証数量の一部となるべきものは、理事会がその手続規則で定める期間内に、かつ、その手続規則で定める細目により、それらの国の一方又は双方が理事会に報告しなければならない。

(b) (a)の規定に従つて報告された取引又は取引の部分は、取引を行った輸出国及び輸入国の保証数量に對比して理事会の記録に記入するものとする。

(c) 取引及び取引の部分を保証数量に對比して理事会の記録に記入する順序は、理事会がその手続規則で定めるものとする。

(d) 理事会は、その手続規則で定める期間内に、各輸出国及び各輸入国に対し、取引又は取引の部分に当該国の保証数量に對比して理事会の記録に記入したことを通告するものとする。

(e) 関係輸入国又は関係輸出国が、理事会がその手続規則で定める期間内に、取引又は取引の部分の自国の保証数量に對比する理事会の記録への記入についてなんらかの異議を申し立てた場合には、理事会は、問題を審査するものとし、その異議に正

当な理由があると決定したときは、それに応じて理事会の記録を訂正するものとする。

(f) 輸出国又は輸入国は、当該收穫年度の自国の保証数量に對比して理事会の記録にすでに記入された小麦の全量がその收穫年度内に積み込まれる見込がないと認めるときは、理事会に対し、その記録に記入された数量を適当に削減するよう要請することができる。理事会は、問題を考慮するものとし、その要請が正当であると決定したときは、それに応じて理事会の記録を訂正するものとする。

(g) 輸入国が輸出国から買い入れて他の輸入国に転売した小麦については、関係輸入国の合意により、小麦が最終的に転売された輸入国の未履行の買入保証数量に對比して記入することができる。ただし、最初の輸入国の買入保証数量に對比して記入した数量から相当量を削減することを条件とする。

(h) 理事会は、毎週一回又は理事会がその手続規則で定める間隔を置いて、保証数量に對比して

理事会の記録に記入した数量に關する明細書をすべての輸出国及び輸入国に送付するものとする。

(i) 理事会は、いずれかの收穫年度におけるいずれかの輸出国又は輸入国の保証数量が履行されたときは、直ちにすべての輸出国及び輸入国に通告するものとする。

8 各輸出国及び各輸入国は、自国の保証数量の履行に當り、理事会がその国の保証数量その他の関係要素を基礎としてその国について定める一定の許容量を認められることがある。

第五条 権利の行使

1 (a) 輸入国は、第六条に明示され、又は同条の規定に基いて決定された最高価格に合致する価格でいずれかの收穫年度の自国の未履行の保証数量を買い入れることが困難であると認めるときは、希望数量を買い入れるに當り理事会の援助を要請することができる。

(b) 理事会の事務局長は、(a)の規定に基く要請があつたときは、その受領後三日以内に、当該収

穫年度の未履行の保証数量を有する輸出国に対し、理事会の援助を要請した輸入国の未履行の保証数量を通告し、かつ、それらの輸出国が第六条に明示され、又は同条の規定に基いて決定された最高価格に合致する価格で小麦を売り渡すことを申し出るよう勧誘するものとする。

(c) 理事会の事務局長が(b)の規定に基く通告を行つた後二十日以内に、関係輸入国の未履行の保証数量の全部又はその保証数量のうち要請が行われた時において妥當であると理事会が認めた部分に対して売渡の申出がなかつたときは、理事会は、当該收穫年度内に又は当該收穫年度の終了後一箇月以内の理事会が決定する期間内に積み込むものとして当該輸入国に売り渡すことを申し出るよう当該輸出国のおのおの又はそのいずれかに要求すべき小麦粒及び(又は)小麦粉について次の事項をできる限りすみやかに決定するものとする。

(i) 数量並びに、要請があるときは、

(ii) 品質及び等級

理事会は、要請があるときは、当該小麦粒又は当該小麦粉が当該輸入国における消費又は通常の若しくは伝統的な貿易のために使用される旨の保証を得た後、(i)及び(ii)を決定するものとする。理事会は、また、この決定をするに當り、当該輸出国及び当該輸入国が提示するすべての事情を考慮に入れるものとし、その事情には、次の事項が含まれるものとする。

(iii) 小麦粉及び小麦粒の通常の伝統的な輸入量及びその比率並びに当該輸入国が輸入する小麦粉及び小麦粒の品質及び等級並びに

(iv) 要請があつた時までに、すでに売り渡された各輸出国の保証数量の割合

(c)の規定に基く理事会の決定によつて、ある数量の小麦粒及び(又は)小麦粉を当該輸入国に売り渡すことを申し出るよう要求された各輸出国は、前記の決定の日から三十日以内に、第六条に明示され、又は同条の規定

に基いて決定された最高価格に合致する価格で、かつ、それらの国が別段の合意をしない限り、支払が行われるべき通貨に關してはその時にそれらの国の間で一般に行われている条件と同様の条件で、(c)に規定する期間内に積み込むものとして当該輸入国に前記の数量を売り渡すことを申し出なければならない。

(e) 小麦の価格に關しその品質差に基いて行われるべき補正について、(c)の規定に基く理事会の決定に従つて交渉が行われている特定の取引に含まれるべき小麦粉の数量若しくは価格について、その小麦粉の価格と第六条に明示され、若しくは同条の規定に基いて決定された小麦粒の最高価格との關係について、又は小麦粒及び(若しくは)小麦粉の買入及び売渡の条件について輸出国と輸入国との間で意見が一致しない場合には、その問題は、理事会に決定のため付託しなければならない。

2 (a) 輸出国は、第六条に明示され、又は同条の規定に基いて決定された最低価格に合致する価格でいすれかの取渡年度の自国の未履行の保証数量を売り渡すことが困難であると認めるときは、希望数量を売り渡すに當り理事会の援助を要請することができる。

一箇月以内の理事会が決定する期間内に積み込むものとして当該輸出国から買入れることを申し出るより当該輸入国のおのおの又はそのいずれかに要求すべき小麦粒及び(又は)小麦粉について次の事項をできる限りすみやかに決定するものとする。

(b) 理事会の事務局長は、(a)の規定に基く要請があつたときは、その受領後三日以内に、当該取渡年度の未履行の保証数量を有する輸入国に対し、理事会の援助を要請した輸出国の未履行の保証数量を通告し、かつ、それらの輸入国が第六条に明示され、又は同条の規定に基いて決定された最低価格に合致する価格で小麦を買入れることを申し出るよう勧誘するものとする。

(c) 理事会の事務局長が(b)の規定に基く通告を行つた後二十日以内に、關係輸出国の未履行の保証数量の全部又はその保証数量のうち要請が行われた時において妥当であると理事会が認めた部分が買入られなかつたときは、理事会は、当該取渡年度内に又は当該取渡年度の終了後

(i) 数量並びに、要請があるときは、品質及び等級

(ii) 品質及び等級

(iii) 小麦粉及び小麦粒の通常の伝統的な輸入量及びその比率並びに輸入する小麦粉及び小麦粒の品質及び等級

(iv) 要請があつた時までに、すでに買入られた各輸入国の保証数量の割合

(c) の規定に基く理事会の決定によつて、ある数量の小麦粒及び(又は)小麦粉を当該輸出国から

ら買入れることを申し出るより要求された各輸入国は、前記の決定の日から三十日以内に、第六条に明示され、又は同条の規定に基いて決定された最低価格に合致する価格で、かつ、それらの国が別段の合意をしない限り、支払が行われるべき通貨に關してはその時にそれらの国の間で一般に行われている条件と同様の条件で、(c)に規定する期間内に積み込むものとして当該輸出国から前記の数量を買い入れることを申し出なければならない。

(e) 小麦の価格に關しその品質差に基いて行われるべき補正について、(c)の規定に基く理事会の決定に従つて交渉が行われている特定の取引に含まれるべき小麦粉の数量若しくは価格について、その小麦粉の価格と第六条に明示され、若しくは同条の規定に基いて決定された小麦粒の最低価格との關係について、又は小麦粒及び(若しくは)小麦粉の買入及び売渡の条件について輸出国と輸入国との間で意見が

一致しない場合には、その問題は、理事会に決定のため付託しなければならない。

3 この条の適用上、チャーチル港は、船積港とみなさない。

第六条 価格

1 (a) この協定の有効期間中の最低基準価格及び最高基準価格は、マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の一ブッシュルについて、国際通貨基金の運用上千九百四十九年三月一日に定められたカナダ・ドルの平価におけるカナダ通貨で、次のとおりとする。

最低基準価格 一・五〇ドル

最高基準価格 二・〇〇ドル

最低基準価格及び最高基準価格並びに以下に掲げるその相当価格は、買手と売手との間で取りきめる保管費及び販売費を含まない。

(b) 買手と売手との間で取りきめる保管費は、当該小麦を売り渡す契約に明示された所定の日より後の部分のみ買手の勘定に加算される。

- 2 (a) マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のヴァンクーヴァー倉庫渡の最高相当価格は、1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最高価格とする。
- (b) マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のマニトバ州チャーチル港(Ch. 1)の最高相当価格は、1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最高価格とする。
- (c) アルゼンティンばら積み小麦の海岸の港の倉庫渡の最高相当価格は、1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最高価格を、関係輸出と関係輸入との間で取りきめる品質差に基づく補正を行つて、その時の為替換算率に基いてアルゼンティンの通貨に換算したものとす。
- (d) トロント・オーストラリアばら積み小麦の海岸の港の倉庫渡の最高相当価格は、1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最高価格を、関係輸出と関係輸入との間で取りきめる品質差に基づく補正を行つて、その時の為替換算率に基いてオーストラリアの通貨に換算したものとす。
- (e) フランス見本ばら積み小麦若しくはフランス種ばら積み小麦のフランスの海岸の港の(Ch. 1)の最高相当価格は、1に明示するフランスの国境における最高相当価格(適用しうる、すれかのも)は、次の価格を、その時の通常の輸送費及び為替換算率により、かつ、関係輸出と関係輸入との間で取りきめる品質差に基づく補正を行つて算定したものとす。
- (f) (i) 仕向国に海岸がない場合には、ハンブルグにおける小麦の引渡に關して(i)の規定に基いて決定した価格に等しいフランスの国境における価格スウェーデン見本ばら積み小麦又はスウェーデン種ばら積み小麦のストックホルムとゴートンブルグとの間のスウェーデンの港(前記の二港を含む)の(Ch. 1)の最高相当価格は、1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最高価格の仕向国における(Ch. 1)の価格に相当する価格を、その時の通常の輸送費及び為替換算率により、かつ、関係輸出と関係輸入との間で取りきめる品質差に基づく補正を行つて算定したものとす。
- (g) ハード・ウィンター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆国のメキシコ湾岸又は大西洋岸の港の(Ch. 1)の最高相当価格は、1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最高価格を、その時の通常の輸送費及び為替換算率により、かつ、関係輸出と関係輸入との間で取りきめる品質差に基づく補正を行つて算定したものとす。
- (h) ソフト・ホワイト一号ばら積み小麦又はハード・ウィンター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆国の太平洋岸の港の倉庫渡の最高相当価格は、1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最高価格を、その時の為替換算率により、かつ、関係輸出と関係輸入との間で取りきめる品質差に基づく補正を行つて算定したものとす。
- (a) マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のヴァンクーヴァー(Ch. 1)の最低相当価格
- (b) マニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のマニトバ州チャーチル港(Ch. 1)の最低相当価格
- (c) アルゼンティンばら積み小麦のアルゼンティン(Ch. 1)の最低相当価格
- (d) トロント・オーストラリアばら積み小麦のトロント(Ch. 1)の最低相当価格
- (e) フランス見本ばら積み小麦のフランスの海岸の港の(Ch. 1)の最低相当価格
- (f) (i) 仕向国に海岸がない場合には、ハンブルグにおける小麦の引渡に關して(i)の規定に基いて決定した価格に等しいフランスの国境における価格スウェーデン見本ばら積み小麦又はスウェーデン種ばら積み小麦のストックホルムとゴートンブルグとの間のスウェーデンの港(前記の二港を含む)の(Ch. 1)の最低相当価格は、1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最低価格の仕向国における(Ch. 1)の価格に相当する価格を、その時の通常の輸送費及び為替換算率により、かつ、関係輸出と関係輸入との間で取りきめる品質差に基づく補正を行つて算定したものとす。
- (g) ハード・ウィンター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆国のメキシコ湾岸又は大西洋岸の港の(Ch. 1)の最低相当価格は、1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最低価格を、その時の通常の輸送費及び為替換算率により、かつ、関係輸出と関係輸入との間で取りきめる品質差に基づく補正を行つて算定したものとす。
- (h) ソフト・ホワイト一号ばら積み小麦又はハード・ウィンター一号ばら積み小麦のアメリカ合衆国の太平洋岸の港の(Ch. 1)の最低相当価格は、1に明示するマニトバ・ノーザン一号ばら積み小麦のフォート・ウィリアム又はポート・アーサー倉庫渡の最低価格を、その時の為替換算率により、かつ、関係輸出と関係輸入との間で取りきめる品質差に基づく補正を行つて算定したものとす。

昭和三十一年十一月三十日 衆議院會議録第九号 千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件

結果、第三条附表Aに掲げる買入保証数量の合計と同条附表Bに掲げる充渡保証数量の合計との間に開きを生じた場合には、理事会は、附表Aの数量の合計と附表Bの数量の合計とを一致させるように保証数量の残高を調整するものとする。ただし、この調整は、いかなる国についても、第二十二条6の規定に基いてこの協定から脱退する権利を害するものではない。

2 この条の規定に基く調整は、理事会が輸出国の投票の三分の二及び輸入国の投票の三分の二によつて別段の決定をしない限り、附表Aの数量の合計と附表Bの数量の合計とを一致させるために必要な数量だけ、場合により附表A又は附表Bの保証数量をあん分により削減することによつて行うものとする。

3 理事会は、この条の規定に基く調整を行うに当つては、充渡保証数量及び買入保証数量の合計でできる限り高く維持することが一般に望ましいことに留意するものとする。

第十条 不作の場合又は国際収支若しくは通貨準備の擁護が必要である場合の調整

1 輸出国又は輸入国は、輸出国の場合には不作のため、輸入国の場合には国際収支又は通貨準備を擁護するため、この協定に基く特定の収穫年度の義務の履行が妨げられるおそれがあると認めるときは、できる限りすみやかに問題を理事会に報告し、かつ、当該収穫年度における自国の義務の全部又は一部を免除するよう理事会に申請しなければならない。この項の規定に従い理事会に対して行つた申請は、遅滞なく審査されるものとする。

2 理事会は、問題が不作に関連する場合には、免除の要請を処理するに当り、報告国の供給事情を調査するものとする。

3 理事会は、問題が国際収支又は通貨準備に関連する場合に、それが国際通貨基金の加盟国に関するものである限り、1に掲げる必要の有無及び程度について国際通貨基金の意見を求め、かつ、関連があると認めるすべての事実とともにこれを考慮に入れるものとする。

4 理事会は、この条の規定に基く免除の要請を処理するに当り、関係国が輸出国である場合には、その国はこの協定に基く義務を果すために可能な最大限度まで売り渡すべきであり、関係国が輸入国である場合には、その国はこの協定に基く義務を果すために可能な最大限度まで買い入れるべきであるという原則に従うものとする。

5 理事会は、報告国の申立に正当な理由があるかどうかを決定するものとする。理事会は、申立に正当な理由があると認めるときは、その報告国が受ける当該収穫年度における保証数量の免除の程度及び条件を決定するものとする。理事会は、その決定を報告国に通報するものとする。

6 理事会が報告国の当該収穫年度の保証数量の全部又は一部を免除することを決定した場合には、次の手続を適用するものとする。

(a) 理事会は、報告国が輸入国である場合には他の輸入国が、報告国が輸入国である場合には他の輸出国が、当該収穫年度におけるそれらの国の保証数量を報告国が免除を受けた保証数量の限度まで増加するよう勧誘するものとする。この(a)の規定に基く保証数量のいかなる増加も、理事会の承認を要するものとする。

(b) 報告国が免除を受けた数量が(a)に定める方法によつて完全に相殺されないときは、理事会は(a)の規定に基いて行つた調整を考慮した後、報告国が輸入国である場合には輸出国が、報告国が輸出国である場合には輸入国が、当該収穫年度におけるそれらの国の保証数量を報告国が免除を受けた保証数量の限度まで削減することを受諾するよう勧誘するものとする。

(c) 理事会が輸出国及び輸入国から受領した(a)の規定に基く保証数量の増加又は(b)の規定に基く保証数量の削減の申出に係る総数量が、報告国が免除を受けた保証数量をこえるときは、それらの国の保証数量は、理事会が別段の決定をしない限り、あん分によつて場合により増加し、又は削減するものとする。ただし、それらの国の保証数量の増加又は削減は、それらの国の申出に係る数量をこえないものとする。

(d) 報告国が免除を受けた保証数量が(a)及び(b)に定める方法によつて完全に相殺されないときは、理事会は、報告国が輸出国である場合には第三条附表Aに、報告国が輸入国である場合には同条附表Bに掲げる当該収穫年度の保証数量を、附表Aの数量の合計と附表Bの数量の合計とを一致させるために必要な数量だけ削減するものとする。附表Bの削減の場合には輸出国が、附表Aの削減の場合には輸入国が別段の合意をしない限り、削減は、(b)の規定に基いてすで行つた削減を考慮した上、あん分によつて行うものとする。

1 理事会は、この協定の残存期間における第三条の一方の附表の保

第十一条 同意による保証数量の調整

証数量の増加を同期間中における他方の附表の保証数量の同量の増加とともに承認することについて、その承認によつて自国の保証数量に変更を受ける輸出国及び輸入国から要請を受けたときは、その承認をすることが出来る。

2 一又は二以上の取獲年度について、輸出国はその保証数量の一部を他の輸出国に、輸入国はその保証数量の一部を他の輸入国にそれぞれ譲渡することが出来る。ただし、輸出国の投票の過半数及び輸入国の投票の過半数に基く理事会の承認を受けなければならない。

3 第二十一条の規定に基いて加入する国の保証数量は、第三条附表A及び同条附表Bにおける他の一又は二以上の国の保証数量の増減による適当な調整によつて相殺するものとする。この調整は、これによつて自国の保証数量に変更を受ける輸出国又は輸入国の同意を得ることを条件として承認される。

第十二条 緊急の必要の場合の追加買入
輸入国は、その領域内に発生した、又は発生するおそれがある緊急の必要を満たすため、その買入保証数量のほかに小麦の供給を受けることについて理事会に援助を要請することが出来る。理事会は、その要請を考慮した上、緊急の必要によつて生じた非常事態を救済するために必要であると認める小麦の数量を供給するため、他の輸入国の保証数量をあん分によつて削減することが出来る。ただし、他のいかなる方法によつてもその非常事態に対処することができないと理事会が認める場合に限り、この条の規定に基く買入保証数量の削減には、輸出国の投票の三分の二及び輸入国の投票の三分の二を必要とする。

第四部 運用

第十三条 理事会

A 構成

1 千九百四十九年三月二十三日にワシントンで署名のため開放された国際小麦協定によつて設立された国際小麦理事会は、この協定の運用のため存続させる。

2 各輸出国及び各輸入国は、投票権を有する理事会の構成員であり、理事会の会合には、代表一人、代表代理及び顧問によつて代表される。

3 理事会が招請するよう決定する政府間機関は、それぞれ投票権を有しない代表者一人を理事会の会合に送ることが出来る。

4 理事会は、取獲年度ごとに議長及び副議長一人を選挙する。

5 理事会は、その手続規則を制定する。

B 権限及び任務

6 理事会は、この協定の規定により要求される記録を保管するものとし、また、望ましいと認めるその他の記録を保管することが出来る。

7 (a) 理事会は、世界の小麦事情のあらゆる面を調査し、かつ、これに関連する情報の交換及び政府間の協議を主催することが出来る。理事会は、これらの活動における協力のため、国際連合食糧農業機関及び他の政府間機関並びにこの協定の締約政府でない政府で小麦の国際貿易に実質的な利害関係を有するものと、望ましいと認める取極を行うことが出来る。

(b) 輸出国及び輸入国は、自国の国内農業政策及び価格政策の決定及び運用について完全な行動の自由を有する。

8 理事会は、年次報告を公表するものとし、また、この協定の範囲内の事項に関するその他の情報を公表することが出来る。

9 理事会は、この協定の規定を実施するために、必要であると認める限り、その他の権限を有し、及びその他の任務を遂行するものとする。

10 理事会は、輸出国の投票の三分の二及び輸入国の投票の三分の二によつて、そのいずれの権限又は任務の実施も委任することが出来る。理事会は、いつでも、投票の過半数によつてその委任を取り消すことが出来る。この項の規定に従つて理事会が委任した権限又は任務に基いて行われた決定は、理事会が定める期間内に輸出国又は輸入国による要請があつたときは、理事会の審査を受けるものとする。所定の期間内に審査の要請がなかつた決定は、すべての輸出国及び輸入国を拘束する。

11 (a) (b) 及び (c) の規定に従うことを条件として、輸入国は、千票を

C 投票

有し、これを当該取獲年度における各国の買入保証数量とその取獲年度の買入保証数量の合計との比率に応じて輸入国の間で分配する。輸出国も、また、千票を有し、これを当該取獲年度における各国の売渡保証数量とその取獲年度の売渡保証数量の合計との比率に応じて輸出国の間で分配する。

(b) 理事会の会合において、輸入国又は輸出国が信任された代表によつて代表されず、かつ、16の規定に従つて他の国に投票を委任しなかつた場合には、輸出国が行使すべき票の合計は、その会合において輸入国が行使すべき票の合計と等しい数に調整し、かつ、輸出国の間でその売渡保証数量に応じて再分配するものとする。

(c) 輸出国又は輸入国は、一未満の票を有しないものとする。また、一未満の数を伴う票は、あつてはならない。

12 理事会は、当該取獲年度における買入保証数量又は売渡保証数量に変更があるときはいつでも、前

昭和三十一年十一月三十日 衆議院會議録第九号 千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件

項の規定に従つて票を再分配するものとする。

13 輸出国又は輸入国が第十七条の五の規定に基いて票を失ひ、又は第十九条の七の規定に基いて票を奪われたときは、理事会は、その国が当該收穫年度の保証数量を有しないものとみなして票を再分配するものとする。

14 輸出国又は輸入国が第十条の六(b)の規定に基いて受諾した保証数量の削減及び第十一条の二の規定に基く一收穫年度のみにおけるいずれかの国の保証数量の一部の譲渡は、この条の規定に基く票の再分配については考慮しないものとする。

15 この協定に別段の規定がある場合を除くほか、理事会の決定は、投票総数の過半数によるものとする。

16 輸出国は他の輸出国に対し、輸入国は他の輸入国に対し、理事会の会合においてその利益を代表し、かつ、その票を行使する権限を委任することができる。この委任については、理事会が満足する証拠を理事会に提出しなければならない。

D 会期

17 理事会は、少くとも各收穫年度の半期ごとに一回会合するほか、議長が決定するその他の時期に会合するものとする。

18 議長は、(a)五国、(b)總票数の十パーセント以上の合計票数を有する一若しくは二以上の国又は(c)執行委員会の要請があつたときは、理事会の会期を招集しなければならない。

E 定足数

19 理事会の会合の定足数を満たすには、11(b)の規定に基く票数の調整前に輸出国が有する票の過半数及びその調整前に輸入国が有する票の過半数を有する代表の出席を必要とする。

F 所在地

20 理事会の所在地は、理事会が輸出の投票の過半数及び輸入国の投票の過半数によつて別段の決定をしない限り、ロンドンとする。

G 法律上の行為能力

21 理事会は、各輸出国及び各輸入国の領域内において、この協定に基く任務の遂行のために必要な法律上の行為能力を有する。

H 決定

22 各輸出国及び各輸入国は、この協定の規定に基く理事会のすべての決定を拘束力があるものとして受諾することを約束する。

第十四条 執行委員会

1 理事会は、執行委員会を設立する。執行委員会の構成員は、輸出国が毎年選挙する四以内の輸出国及び輸入国が毎年選挙する八以内の輸入国とする。理事会は、執行委員会の委員長を任命するものとすし、また、副委員長一人を任命することができる。

2 執行委員会は、理事会に対して責任を負ひ、及びその一般的指示の下に活動するものとする。執行委員会は、この協定に基いて明示的に与えられた権限及び任務並びに第十三条の十の規定に基いて理事会から委任されるその他の権限及び任務を有する。

3 輸出国は、執行委員会において、輸入国と同数の合計票数を有する。輸出国の票は、輸出国が定めるところに従つて輸出国の間で分配する。ただし、いずれの輸出国も、輸出国の合計票数の四十パー

セントをこえる票を有してはならない。輸入国の票は、輸入国が定めるところに従つて輸入国の間で分配する。ただし、いずれの輸入国も、輸入国の合計票数の四十パーセントをこえる票を有してはならない。

4 理事会は、執行委員会における投票に関する手続規則を定めるものとし、また、執行委員会における手続規則として適当と認めるその他の規定を定めることができる。執行委員会の決定には、類似の事項について理事会が決定する場合に同じ種類の多数決を必要とする。

5 執行委員会の構成員でない輸出国又は輸入国は、執行委員会に付託された問題について、執行委員会がその国の利害に影響があると認めるときはいつでも、その問題の討議に投票権なしで参加することができる。

第十五条 相当価格諮問委員会

員会

理事会は、三以内の輸出国及び三以内の輸入国の代表者からなる相当

価格諮問委員会を設立する。この委員会は、第六条の五、六及び八に掲げる事項並びに理事会又は執行委員会が付託するその他の問題について、理事会及び執行委員会に助言するものとする。この委員会の委員長は、理事会が任命する。

第十六条 事務局

1 理事会は、事務局長並びに理事会及びその委員会の活動に必要な職員からなる事務局を置く。

2 理事会は、事務局長を任命し、及びその任務を定める。

3 職員は、理事会が定める規則に従つて任命される。

第十七条 会計

1 理事会に対する代表団、執行委員会における代表者及び相当価格諮問委員会における代表者に要する費用は、それぞれの者が属する国の政府が支弁するものとする。この協定の運用に必要なその他の費用(事務局の費用及び理事会がその議長又は副議長に支払ふことを決定する報酬を含む)は、輸出国及び輸入国の年次分担金から支弁する。各收穫年度における各国の分担金は、その国の保証数量と当該收穫年度当初の充満保証数量

又は買入保証数量の合計との比率に応じて定めるものとする。

2 理事会は、この協定が効力を生じた後の最初の会期において、千九百五十七年七月三十一日に終了する期間の予算を承認し、かつ、各輸出国及び各輸入国が支払すべき分担金を定める。

3 理事会は、各收穫年度の下半期における会期において、次の收穫年度の予算を承認し、かつ、その收穫年度に各輸出国及び各輸入国が支払すべき分担金を定める。

4 第二十一条の規定に基いてこの協定に加入する輸出国又は輸入国の第一回分担金は、その国が有すべき保証数量及び当該收穫年度の残存期間に基いて理事会が定める。ただし、他の輸出国及び輸入国について定められた当該收穫年度分担金の割当は、変更しないものとする。

5 分担金は、割当の後直ちに請求することができる。割当の後一年以内に分担金を支払わなかつた輸出国又は輸入国は、分担金を支払うまで投票権を失ふものとする。

ただし、この協定に基くその他の権利を奪われ、又はこの協定に基づく義務を免除されることはない。輸出国又は輸入国がこの項の規定に基いて投票権を失つたときは、その票は、第十三条13に定めるところに従つて再分配するものとする。

6 理事会は、收穫年度ごとに、監査済みの前收穫年度の収支計算書を公表するものとする。

7 理事会の所在地がある国の政府は、理事会がその職員に支払う給料に対する課税を免除しなければならぬ。ただし、この免除は、その国の国民には適用することを要しない。

8 理事会は、その解散に先だち、その負債の整理並びにその記録及び資産の処分について定めるものとする。

第十八条 他の政府間機関との協力

1 理事会は、国際連合の適当な機関及び専門機関並びに他の政府間機関との協議及び協力のため望ましいすべての取極をすることができる。

2 この協定の規定が商品に関する政府間の協定について国際連合がみずから又はその適当な機関及び専門機関を通じて定める要件と実質的に抵触すると理事会が認めるときは、その抵触は、この協定の運用を妨げる事由とみなされ、第二十二條3、4及び5に定める手続が適用される。

第十九条 紛争及び苦情

1 この協定の解釈又は適用に関する紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、理事会に決定のため付託するものとする。

2 前項の規定に基いて紛争が理事会に付託された場合には、過半数の国又は総票数の三分の一以上を有する国は、理事会が、十分な討議を行つた後、その決定をする前にその紛争問題について3に掲げる諮問協議会の意見を求めるよう理事会に要求することができる。

3 (a) 理事会が全会一致で別段の合意をしない限り、諮問協議会は、次の者で構成される。

(i) 輸出国が指名する者一人。

そのうちの一人は、当該紛争

問題と同種の問題に豊富な経験を有する者とし、他の一人は、法律家としての地位及び経験を有する者とする。

(ii) 輸入国が指名する者二人。

ただし、(i)と同様の資格を有する者とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定に基いて指名される四人が一致して推挙し、又は、四人の意見が一致しないときは、国際小麦理事

会の議長が選任する会長

(b) この協定の締約政府の属する国の国民は、諮問協議会に参加する資格を有する。また、諮問協議会の構成員に任命された者は、その個人的資格において、かつ、いかなる政府からの訓令も受けないで行動するものとする。

(c) 諮問協議会の費用は、理事会が支弁するものとする。

4 諮問協議会の意見及びその理由は、理事会に提出するものとし、理事会は、関連があるすべての情報を考慮した後、当該紛争について決定をするものとする。

5 輸出国又は輸入国がこの協定に基く義務を履行しなかつた旨の苦

情は、苦情を申し立てる国の要請により理事会に付託され、理事会は、その問題について決定をするものとする。

6 輸出国又は輸入国は、輸出国が有する票の過半数及び輸入国が有する票の過半数によらない限り、この協定に違反したと認定されることはない。輸出国又は輸入国がこの協定に違反している旨の認定には、その違反の性質及び、違反が当該国による保証数量の不履行を伴う場合には、その不履行の程度を明示するものとする。

7 理事会は、輸出国又は輸入国がこの協定に違反したと認定したときは、輸出国が有する票の過半数及び輸入国が有する票の過半数により、当該国がその義務を履行するまでその国の投票権を奪い、又は当該国をこの協定から除名することができる。

8 輸出国又は輸入国がこの条の規定に基いて票を奪われたときは、その票は、第十三条13に定めるところに従つて再分配するものとする。輸出国又は輸入国が、保証数量の全部若しくは一部を履行しなかつたと認定され、又はこの協定

昭和三十一年十一月三十日 衆議院會議録第九号 千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件

から除名されたときは、保証数量の残高は、第九条に定めるところに従つて調整するものとする。

第五部 最終規定

第二十条 署名、受諾及び効力発生

1 この協定は、千九百五十六年五月十八日までワシントンで、第三条附表A及び同条附表Bに掲げる国の政府による署名のため開放しておく。

2 この協定は、各署名政府により、その憲法上の手続に従つて受諾されるものとする。5の規定に従うことを条件として、受諾書は、千九百五十六年七月十六日までにアメリカ合衆国政府に寄託するものとする。ただし、署名政府が、千九百五十六年七月十六日までに、この協定を受諾する意向を有する旨をアメリカ合衆国政府に通告し、かつ、千九百五十六年十二月一日までにその意向のとおり受諾書を寄託したときは、この条の適用上、千九百五十六年七月十六日に受諾したものとみなす。

3 第三条附表Aに掲げる国の政府のうち買入保証数量の三分の二以上について責任を負う政府及び同

条附表Bに掲げる国の政府のうち売渡保証数量の三分の二以上について責任を負う政府が千九百五十六年七月十六日までにこの協定を受諾したときは、この協定の第一

部、第三部、第四部及び第五部は千九百五十六年七月十六日に、第二部は千九百五十六年八月一日に、この協定を受諾した政府について効力を生ずる。

4 この協定の効力発生について前項に定める条件が千九百五十六年七月十六日までに満たされなかつた場合には、2に定めるとおり千九百五十六年七月十六日までにこの協定を受諾した国の政府は、この協定がそれらの国の間で効力を生ずることを相互の同意により定めることができ、又は事態により必要と認められる他のあらゆる措置を執ることが出来る。

5 2に定めるとおり千九百五十六年七月十六日までにこの協定を受諾しなかつた署名政府に対し、理事会は、その政府の受諾書の寄託のための期限をその期日の後に延長することを認めることができる。その政府については、この協定の第一部、第三部、第四部及び

第五部はその受諾書の寄託の日、この協定の第二部は千九百五十六年八月一日と受諾書の寄託の日とのうちいずれかおそい方の日に、効力を生ずる。

6 アメリカ合衆国政府は、すべての署名政府にこの協定の各署名及び各受諾を通告するものとする。

第二十一条 加入

理事会は、輸出国の投票の三分の二及び輸入国の投票の三分の二によつて、この協定の締約政府でない政府のこの協定への加入を承認し、及びその加入の条件を定めることができる。ただし、理事会がこの条の規定に基いていずれかの政府の加入を承認するときは、同時に、第十一条3の規定に従い第三条附表A及び同条附表Bの保証数量の調整を承認するものとする。加入は、加入書をアメリカ合衆国政府に寄託することによつて行ふものとし、同政府は、それらの加入をすべての署名政府及び加入政府に通告するものとする。

第二十二条 有効期間、改正、脱退及び終了

1 この協定は、千九百五十九年七月三十一日まで効力を有する。

2 (a) 理事会は、適當と認める時期に、この協定の更新又は代替に關する勧告を輸出国及び輸入国に通報するものとする。

(b) 理事会は、この協定の締約政府でない政府で小麦の國際貿易に實質的な利害關係を有するものをこの協定の更新又は代替に關連する協議に参加するよう招請することができる。

3 理事会は、輸出国が有する票の過半数及び輸入国が有する票の過半数により、この協定の改正を輸出国及び輸入国に勧告することができる。

4 理事会は、各輸出国及び各輸入国が前記の改正を受諾するかどうかをアメリカ合衆国政府に通告するための期間を定めることができる。その改正は、輸出国の票の三分の二を有する輸出国の受諾及び輸入国の票の三分の二を有する輸入国の受諾があつたときに、効力を生ずる。

5 改正が効力を生ずる日までにその改正の受諾をアメリカ合衆国政府に通告しなかつた輸出国又は輸入国は、理事会がそれぞれの場合

に要求する脱退通告書をアメリカ合衆国政府に提出した後、当該收穫年度の終了とともにこの協定から脱退することができる。ただし、これによつて、この協定に基く義務で当該收穫年度末までに履行しなかつたものを免除されることはない。

6 第三条附表Aに掲げる国のうち同表の保証数量の五パーセントをこえる保証数量について責任を負う国がこの協定に参加しないため、若しくはこの協定から脱退したため自国の利益が著しく害されると認める輸出国又は同条附表Bに掲げる国のうち同表の保証数量の五パーセントをこえる保証数量について責任を負う国がこの協定に参加しないため、若しくはこの協定から脱退したため自国の利益が著しく害されると認める輸入国は、千九百五十六年八月一日前に脱退通告書をアメリカ合衆国政府に提出することによりこの協定から脱退することができる。

7 敵対行為の発生によつて自国の安全が危くされると認める輸出国又は輸入国は、三十日の予告によ

る脱退通告書をアメリカ合衆国政府に提出することによりこの協定から脱退することができる。

8 アメリカ合衆国政府は、この条の規定に基いて受領した各通告及び各予告をすべての署名政府及び加入政府に通報するものとする。

第二十三条 適用地域

1 いかなる政府も、この協定の署名若しくは受諾又はこれへの加入の時に、その政府が外交関係について責任を負う海外領域の全部又は一部についてこの協定に基く権利及び義務を適用しない旨を宣言することができる。

2 この協定に基くいかなる政府の権利及び義務も、前項の規定に従つて宣言が行われた領域を除くほか、その政府が外交関係について責任を負うすべての領域について適用されるものとする。

3 いかなる政府も、この協定の受諾又はこれへの加入の後いつでもアメリカ合衆国政府に対する通告により、1の規定に従つてその政府が宣言を行つた領域の全部又は一部についてこの協定に基く権利

及び義務を適用する旨を宣言することができる。

4 いかなる政府も、アメリカ合衆国政府に脱退の通告をすることにより、その政府が外交関係について責任を負う海外領域の全部又は一部について、各別にこの協定から脱退することができる。

5 アメリカ合衆国政府は、この条の規定に基いて行われた宣言又は通告をすべての署名政府及び加入政府に通報するものとする。

以上の証拠として、下名は、このためそれぞれの政府から正当に委任を受け、その署名に対応して掲げる日にこの協定に署名した。

英語、フランス語及びスペイン語によるこの協定の本文は、ひとしく正文とし、その原本は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託しておく。同政府は、その認証原本を各署名政府及び各加入政府に送付する。

アルゼンティンのために

アドルフ・ヴィッキ

千九百五十六年五月十八日

オーストラリアのために

バーシー・C・スペンダー

千九百五十六年五月十七日

オーストリアのために

グルーベル

千九百五十六年五月十七日

ベルギー王国のために

シルヴェルクリュイス

この署名は、ベルギールクセンブルグ経済同盟のために行つた。

千九百五十六年五月十五日

ポリヴィアのために

V・アンドラーデ

千九百五十六年五月十八日

ブラジルのために

ジョアン・カルロス・ムニシユ

千九百五十六年五月十七日

カナダのために

A・D・P・ヒーニ

千九百五十六年五月十五日

千九百五十六年五月十六日

セイロンのために

コロンビアのために

コスタ・リカのために

フルナンド・フルニエル

千九百五十六年五月十八日

キューバのために

デンマークのために

A・F・クヌッセン

千九百五十六年五月十六日

ドミニカ共和国のために

ホアキン・E・サラサル

千九百五十六年五月十八日

エクアドルのために

政府の承認を条件として

B・ペラルタ・P・

千九百五十六年五月十五日

エジプトのために

アンワール・ニアジ

千九百五十六年五月十五日

エル・サルヴァドルのために

エクトル・ダビッド・カストロ

千九百五十六年五月十六日

フランスのために

M・クローヴ・ドゥ・ミユル

千九百五十六年五月十五日

ドイツ連邦共和国のために

ハインツ・L・クレケラー

千九百五十六年五月十八日

ギリシャのために

コスタ・P・カラニカス

千九百五十六年五月十五日

グアテマラのために

J・ルイス・クルス・サラサル

千九百五十六年五月十八日

ハイティのために

千九百五十六年五月十五日

ホンデュラスのために

千九百五十六年五月十五日

昭和三十一年十一月三十日 衆議院會議録第九号 千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件

インドのために	H・ダヤール	千九百五十六年五月十八日	大韓民国のために	ビヨ・ウツク・ハン	千九百五十六年五月十八日
インドネシアのために			レバノンのために	N・ヌセル	千九百五十六年五月十七日
アイルランドのために	ジョン・J・ハーン	千九百五十六年五月十四日	リベリアのために	G・パドモア	千九百五十六年五月十八日
イスラエルのために	アッバ・エバン	千九百五十六年五月十四日	メキシコのために	マヌエル・テリョ	千九百五十六年五月十七日
イタリヤのために	マンリオ・プロジョ	千九百五十六年五月十五日	オランダ王国のために	S・G・M・ファン・ホール	千九百五十六年五月十七日
日本国のために	谷正之	千九百五十六年五月十五日	ニュー・ジラランドのために	G・D・L・ホワイト	千九百五十六年五月十六日
ジョルダン・ハシムット王国のために			ニカラグアのために	ギリエルモ・セヴィリヤリサ	カサ
			ノールウェー王国のために	トールフィン・オフトedal	千九百五十六年五月十五日
			パナマのために	J・J・バリアリーノ	千九百五十六年五月十六日
			ペルーのために	F・ペエルケメイエル	千九百五十六年五月十六日
			フィリピン共和国のために	マウロ・カリゴ	千九百五十六年五月十八日
			ポルトガルのために	L・エステーヴェス・フェル	千九百五十六年五月十六日
			サウディ・アラビアのために		千九百五十六年五月十六日
			スペインのために		
			スウェーデンのために		
			エリック・ボーヘマン		
			千九百五十六年五月十六日		
			スウェーデン国会の批准を条件として		
			スイスのために	F・シュニデル	千九百五十六年五月十八日
			南アフリカ連邦のために	連邦政府が、マニトバ・ノーザン一号小麦について、今後三年間最低一・五〇ドルから最高二・〇〇ドルまでの価格で一五〇、〇〇〇メートル・トンの買入を行うことを約束する旨の留保を附して	
			J・E・ホロウェイ		千九百五十六年五月十八日
			アメリカ合衆国のために	トルー・D・モリス	千九百五十六年五月十八日
			ヴァチカン市国のために	A・G・チコニャーニ	千九百五十六年五月十六日
			ヴェネズエラのために		
ユーゴスラヴィアのために	レオ・マテス	千九百五十六年五月十八日	[報告書は會議録追録に掲載]	[前尾繁三郎君登壇]	○前尾繁三郎君 ただいま議題となりました千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

ら八百二十四万四千トンに減少した点、及び、価格において最高及び最低基準をそれぞれ一ブッシェルにつき五セントずつ低下し、二ドル及び一ドル五十セントといたしました。この二点が相違しております。また、輸出国中にアルゼンチン及びスウェーデンの二国が新たに参加いたしました。その他の点では新旧協定に大きな相違点はありません。また、わが国の買い入れ保証数量は通常輸入量の約半分に当る百万トンで、新旧協定で相違はありません。わが国がこの協定に参加いたしますれば、この量を、世界の需給事情の変化にかかわらず、一定の幅の中で安定した価格をもって買い入れることができ、ることとなるわけであります。

本件は、十一月十二日国会に提出され、同日予備審査のため本委員会に付託されましたが、二十八日参議院において承認の後本院に送付され、同日本委員会に付託されたのであります。

本委員会においては、政府側の提案理由の説明を聞き、質疑を行い、また外務農林水産連合審査会を開き、審議を重ねましたが、その詳細は会議録により御了承願います。

次いで討論に入り、日本社会党戸叶里子君から反対の意を表明せられ、自由民主党石坂繁君から賛成の意を表明せられ、直ちに採決を行い、本件は、多数をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。田中綱之進君。

〔田中綱之進君登壇〕

○田中綱之進君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました千九百五十六年の国際小麦協定の受諾について承認を求めるの件に對しまして、反対の意思を表明せんとするものでござります。(拍手)

国際小麦協定は、一九四九年、小麦の重圧的な過剰及び破局的な不足が生産者及び消費者に對して与える深刻な困難を克服するために締結されたものであります。わが国は、ただいま委員長報告のありました通り、一九五三年の更新に當りまして、当時の内外の食糧事情等を勘案いたしまして、当事国としてこれに参加いたしました。わが国の年間輸入量二百万トンの半分の百万トンについて買付保証を行なつて

きたのであります。本協定が本年七月末をもって効力を失いますので、これに先だつて、本年四月の二十五日ロンドンで招集された国際小麦会議において、従来の協定を修正、更新することになり、わが国は本年五月十五日にこれに現政府が署名したものであります。

政府が本協定に参加いたします理由としてあげている点は、提案理由にも述べてあります通りに、わが国の小麦の通常輸入数量の約半分に当る百万トンの小麦を、世界の需給事情の変化にかかわらず、安定した価格で買い入れることができることによる経済的利益と、小麦事情に関する情報交換の二つでござります。まず経済的利益について検討して参りますと、外務省並びに農林事務当局の言るところによりますと、価格は一定水準、すなわち最低一ドル五十セントから最高二ドルの間で自由に取引せられるのであります。価格は一ブッシェル二ドル以上にはならないという見通しの上に立っているのをごいいます。が、現実には、現在の小麦の需給関係のもとにおいては、この協定価格よりも下回る見通しが十分つくのをごいいます。

一例を申し上げれば、本協定に参加していない英国が、一九五四年に五万九千トンに四百十万ドルで輸入いたしましたのが、一九五五年には、数量を約二万トン増加いたしました。七万九千五百トンを前年度の約半額に近い二百六十万ドルで輸入してあるのであります。この中には非常に安いソ連産の小麦が含まれていたのであります。が、この間の事情につきまして、英国のザ・タイムズ紙が、本年の二月の十二日に次のような一文を掲げているのをごいいます。協定——これは国際小麦協定の意味であります——に入らなかった期間中安い小麦を買ったことは、すなわち小麦粉の価格が安くなったことを意味し、パンの補助金の形において支払われる税負担を何十万ポンドも軽減する結果になったことを意味する、こういうことをザ・タイムズ紙は掲げておるのであります。換言すれば、この一例によりまして、最近の需給関係では、国際小麦協定以下に価格で輸入できるというのを私は実証していると思うのをごいいます。(拍手)ことに、近く効力を発生いたします日ソ貿易協定によりまし

て、安いソ連産の小麦を買い付けることも可能に相なるのをごいいます。遠く海洋を渡って高い運賃を払って参りますよりも、この関係の運賃の差だけでも安いものが今後日本に入り得る見通しが十分立つのをごいいます。つまり、政府が言っておるがごとき経済的利益は、この協定に参加することによつては生まれてこないというのが、われわれが本協定に参加することに反対をいたす第一の理由でござります。(拍手)

第二の反対の理由は、これらの小麦の輸入に伴ひまして、内地の小麦生産、従つて、日本の農業に對する重圧をわれわれは避けなければならないという点でござります。重光外務大臣は、本日の農林水産委員と外務委員の連合審査会におきまして、近く改訂を予想されますところの日蒙通商条約におきまして、蒙州側は、日本を最惠國待遇といたす交換条件という意味におきまして、わが方によるところの蒙州小麦の輸入数量の増額を現在申し入れてきておるといふことを明らかにされたのであります。その数量は従来の十三万五千トンの約二倍に当ります。二

昭和三十一年十一月三十日 衆議院會議録第九号 千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件

十三万トンというところでございます。さらに、先日アメリカの農務省の次官補が参りまして、第三次のいわゆる余剰農産物の日本への受け入れの交渉が行われたわけですが、これにおきまして、アメリカ側といたしましては、本年度の二十三万トンの倍以上の六十万トンの小麦の日本への余剰農産物としての輸入の希望を申し出てきております。わが国は、幸いに、昨年、本年と引き続いて米作が非常に豊作でございまして、わが国の食糧事情が著しく緩和されて参っておりますので、それにもかかわらず、政府が、毎年のように、小麦を中心といたしまして、輸入食糧を年々増額しておるといふことについては、実は根本的に検討しなければならぬ時期に遭遇いたしておりますのでございます。(拍手)

けれども、豪州やアメリカの小麦は御承知のように軟質の小麦でございまして、この点はわが国の農村において生産するものと同一品種であります。その意味において、著しく内地の小麦に対する圧迫という形を加えて参るのでございます。最近裏作としての小麦の作付反別が著しく減少しておるといふ傾向は農林当局も認めざるを得ないのであります。その意味における、いわゆる裏作の作付転換が大きな農林政策の重要課題になっておることも事実でございます。それにもかかわらず、この協定の審議過程を通じまして、農林当局におきましては、外麦によるところの内地の産麦に対する大きな圧迫を認めながらも、これをどう切りかえていくかということについては何らの具体的な対策を持っていないのでございます。従いまして、われわれは、協定による買付責任を持つことを考え直さなければならぬというものが、われわれの反対の第二の理由でございます。(拍手)

第三の反対理由は、政府がこの協定に参加する利益の第二にあげておられるところの、小麦を中心といたしまして食糧事情に関する情報交換の便宜があるという点でございますが、わが国は別途FAOへも加盟いたしており、近く國際連合に加入することも実現の見通しを持つておるのでございます。さらに、世界の産麦地には日本の輸入業者のそれぞれのブランチがございまして、こうした小麦事情についての情報を収集する点については、別段この國際小麦協定に入らなければならないという必要をわれわれは認めがたいのでございます。

以上、要するに、一九五三年の協定に参加した当時と内外の食糧事情が大きな変化を来たしており、今回の協定に当りましては、従来の四十五カ国の加盟国が四十カ国に減少いたしておるという事実も現われておる現在におきまして、この小麦協定に参加することによって高い外麦を輸入する責任をとられ、それによって日本の農業を圧迫することは絶対に避けなければならぬというものが、わが党の本案に対して反対する理由でございます。

以上をもつて私の討論を終ります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 石坂繁君

○石坂繁君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりまして千九百五十六年の國際小麦協定の受諾について承認を求めるの件について賛成をいたすものでございます。

以下、簡単にその理由を申し述べますが、本協定は、國際的に小麦の需給を調整し、かつ価格を一定の水準で安定させるのが目的でございます。しかし、わが国においては、最近食糧事情も一般に好転いたしておりますし、また國際価格も安くなりつつあるので、必ずしもこのような協定に加入して買入れの義務を負う必要はないではないかという議論もあるものであります。が、しかしながら、あらゆる事情を勘案いたしますときに、本協定に加入しておりますことが、わが国の小麦輸入必要量約二百二十万トンのうち、この数年間、その半額に当たる百万トンの小麦の買入れ量が保証され、一定の価格を安定させておくことになり、ますので、食糧輸入国であるわが国といひましては得策であると信ずるものでございます。(拍手)

なお、また、あわせて、この協定に加入することによりまして、小麦等の情報に対する

知いたしております。(拍手)ことに、

イギリスは、小麦産地であるカナダ及び愛州等をユナイテッド・キングダムの一翼として持つておる。かような事情でありますから、おのずからわが国の事情と違ひのみならず、英国のうちにも、農民組合等はこの協定に加入することを希望しておるということを、私は承わつておるのであります。従いまして、イギリスの例を引いてこの協定に反対せられますことは必ずしも当らざる根拠であると申さなければなりません。(拍手)

もつとも、委員会におきます審議の過程に徴しますに、大量の外国小麦の輸入がわが国の農業生産と競合し、ひいてはわが国農家経済の安定にも影響する結果とならないかという問題が取り上げられたのでございますが、このことは、実際に、政府の考えるような、しかし簡単な問題ではないのであります。わが国の農業政策上の重大な問題でございます。従いまして、政府とい

たしましては、このことについて常に真剣な注意をもつて、わが国の農業生産と農家経済の安定に留意しつつ、農政全般の見地から、いやしきもわが国の生産を圧迫したり、あるいは消費面に悪影響を来たすことがないように、万全の措置をとられることを特に強く要望いたす次第であります。

最後に、私は、本協定に賛成するに当りまして、特に、政府に対して、あくまでもわが国の生産及び消費の関係を基礎とし、わが国の食糧事情によりましては、本協定第九条、不参加または脱退の場合の調整、第十条、不作の場合または国際収支もしくは通貨準備の擁護が必要である場合の調整、第十一条、同意による保証数量の調整、第十二条、緊急の必要の場合の追加買入れ等の規定を十分に活用いたしまして、わが国の実情に沿うよう特段の努力を払われるよう要望いたす次第でございます。

本案は参議院送付でございますが、参議院においては別に反対もなかったようであります。社会党の諸君も参議院においては賛成されておると私は承わつてゐるのであります。(拍手)こい

ねがわくば、社会党の諸君も本院におきまして賛成されますように切望いたす次第であります。

以上のをもちまして私の賛成討論を終ります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案(藤本拾助君外三十三名提出)

○長谷川四郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、藤本拾助君外三十三名提出、医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。

医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木秀世君。

医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案

医師等の免許及び試験の特例に関する法律(昭和二十八年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 引揚者であつて、医師法第三十六條第三項又は第四項の規定に該当するものに對する医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることができる。ただし、前条又は同法同条第四項の規定による試験を二回受けた者はなお一回に限り試験を受けることができる。

第四条中「昭和三十一年」を「昭和三十五年」に改める。

第五条第一項中「引き揚げた日から三箇月以内」を「昭和三十一年十二月三十一日までの間において引き揚げた日から三箇月以内」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同法附則第七項中「昭和三十一年」とあるのは「昭和三十五年」と、「第二項の届

第二條中「昭和三十一年」を「昭和三十五年」に改める。

第三條の次に次の一条を加える。

第三條の二 引揚者であつて、歯科医師法第三十三條第三項又は第四項の規定に該当するものに對する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることができる。ただし、前条又は同法同条第四項の規定による試験を二回受けた者はなお一回に限り試験を受けることができる。

第三條の二 引揚者であつて、歯科医師法第三十三條第三項又は第四項の規定に該当するものに對する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることができる。ただし、前条又は同法同条第四項の規定による試験を二回受けた者はなお一回に限り試験を受けることができる。

第三條の二 引揚者であつて、歯科医師法第三十三條第三項又は第四項の規定に該当するものに對する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることができる。ただし、前条又は同法同条第四項の規定による試験を二回受けた者はなお一回に限り試験を受けることができる。

第三條の二 引揚者であつて、歯科医師法第三十三條第三項又は第四項の規定に該当するものに對する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることができる。ただし、前条又は同法同条第四項の規定による試験を二回受けた者はなお一回に限り試験を受けることができる。

第三條の二 引揚者であつて、歯科医師法第三十三條第三項又は第四項の規定に該当するものに對する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることができる。ただし、前条又は同法同条第四項の規定による試験を二回受けた者はなお一回に限り試験を受けることができる。

第三條の二 引揚者であつて、歯科医師法第三十三條第三項又は第四項の規定に該当するものに對する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることができる。ただし、前条又は同法同条第四項の規定による試験を二回受けた者はなお一回に限り試験を受けることができる。

第三條の二 引揚者であつて、歯科医師法第三十三條第三項又は第四項の規定に該当するものに對する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることができる。ただし、前条又は同法同条第四項の規定による試験を二回受けた者はなお一回に限り試験を受けることができる。

第三條の二 引揚者であつて、歯科医師法第三十三條第三項又は第四項の規定に該当するものに對する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることができる。ただし、前条又は同法同条第四項の規定による試験を二回受けた者はなお一回に限り試験を受けることができる。

第三條の二 引揚者であつて、歯科医師法第三十三條第三項又は第四項の規定に該当するものに對する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることができる。ただし、前条又は同法同条第四項の規定による試験を二回受けた者はなお一回に限り試験を受けることができる。

第三條の二 引揚者であつて、歯科医師法第三十三條第三項又は第四項の規定に該当するものに對する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることができる。ただし、前条又は同法同条第四項の規定による試験を二回受けた者はなお一回に限り試験を受けることができる。

昭和三十一年十一月三十日 衆議院會議第九号 議長の報告

出をした者」とあるのは「医師等の免許及び試験の特例に関する法律（昭和二十八年法律第九十二号）第五条第一項の規定による届出をした者及び同法同条同項に規定する者であつて昭和三十一年一月一日以降引き揚げたもの」と読み替へるものとする。

第六条中「昭和三十一年」を「昭和三十五年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔佐々木秀世君等〕

○佐々木秀世君 ただいま議題となりました医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本法は、昭和二十八年第十六回国会において制定せられ、満州国、朝鮮、台湾、樺太等の地において医師、歯科医師の免許を受け、または診療エキス線技師及び看護婦の業務を行なつてき

た者で、昭和二十八年三月二十三日以降引き揚げた者に対し、引き続き内地においてその業務を行い得るよう免許及び受験資格の特例措置を設けたのでありますが、この特例のうち、医師、歯科医師についての選考または特例試験による免許授与の措置は昨年末をもって期限が切れ、国家試験予備試験の受験資格を与える措置も本年末をもって期限が切れることになっていたのであります。しかるに、日ソ交渉の

妥結に伴い、なお当分の間はソ連または中共地区よりの引き揚げが予想される状況にありますので、今回、医師、歯科医師の選考及び特例試験の受験期限については昭和三十四年末まで、予備試験の受験期限については昭和三十五年末まで延長しようとするものであり、また、診療エキス線技師の特例試験及び看護婦試験の受験期限についてもそれぞれ昭和三十五年末まで延長し、これらの引揚者をしてその道の職業に復帰でき得るようになしうとするのが、本法案提出の理由及び概要であります。

本案は、自由民主及び社会両党の共同提案でありまして、十一月十九日本

委員会に付託せられ、同二十八日提案者八田貞義君より提案理由の説明を聴取し、本日の委員会において審査を行い、質疑を終了した後、討論を省略し、採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（杉山元治郎君） 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（杉山元治郎君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長（杉山元治郎君） 本日はこれにて散会いたします。

午後七時十三分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

厚生大臣 小林 英三君

通商産業大臣 石橋 湛山君

出席政府委員

外務政務次官 森下 國雄君

大蔵大臣官房長 石原 周夫君

農林政務次官 大石 武一君

朗読を省略した報告

一、昨二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律

性病予防法等の一部を改正する法律

寄生虫病予防法の一部を改正する法律

一、昨二十九日本院は参議院議員石井桂君が中央建築士審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、昨二十九日本院は参議院議員石黒忠篤君が海外移住審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、昨二十九日本院は参議院議員小西英雄君及び同平島敏夫君が在外財産問題審議会委員に就くことができる

と議決した旨内閣に通知した。

一、昨二十九日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

公正取引委 横田 正俊

員会委員長 小澤 龍

厚生省医務局長 小澤 龍

一、昨二十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 川村 慈義君

法務委員 古屋 貞雄君

大蔵委員 福田 赴夫君 井手 以誠君

岡本 隆一君

文教委員 辻原 弘市君

社会労働委員 横鏡 重吉君

農林水産委員 足鹿 覺君 石田 有全君

建設委員 稲富 稔人君 川俣 清吉君

予算委員 中島 巖君

赤路 友蔵君 有馬 輝武君

川俣 清吉君 風見 章君

鈴木 義男君 矢尾喜三郎君

稲富 稔人君

一、昨二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 中島 巖君

法務委員 風見 章君

大蔵委員 西村 直己君 有馬 輝武君

横鏡 重吉君

文教委員 鈴木 義男君

社会労働委員 岡本 隆一君

農林水産委員 赤路 友蔵君 矢尾喜三郎君

川俣 清吉君 稲富 稔人君

建設委員 川村 慈義君

予算委員

足鹿 覺君 井手 以誠君

稻富 稜人君 古屋 貞雄君

辻原 弘市君 石田 宥全君

川俣 清吉君

一、昨二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案（石橋政嗣君

外九名提出、衆法第四号）

内閣委員会 付託

昭和三十一年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案

（石村英雄君外十二名提出、衆法第

五号） 大蔵委員会 付託

一、昨二十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

在外公館の名称及び位置を定める法

律の一部を改正する法律案

一、昨二十九日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案（石橋政嗣君

外九名提出）

昭和三十一年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案

（石村英雄君外十二名提出）

一、昨二十九日参議院送付の次の同院継続審査案を可決した旨参議院に通知した。

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案

性病予防法等の一部を改正する法律案

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案

一、今三十日議員から提出した議案は次の通りである。

中小企業金融年末対策に関する決議案（神田博君外三十九名提出）

一、今三十日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

中小企業金融年末対策に関する決議案 神田博君外三十九名

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

案

昭和三十一年十一月三十日 衆議院會議録第九号

一三六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一冊 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料共)

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段側三二五五(自報線)